

都市計画税導入に向けたスケジュールについて

1. 導入時期について

平成 31 年 2 月定例会において提案した、平成 32 年度分の都市計画税から適用する条例案については、継続審査となりました。これに伴い、都市計画税の課税に必要なデータベースの整備及び検証業務委託に係る予算の執行については、現在保留としているところです。

仮に本年 6 月に条例案が可決され、その後データベースの整備及び検証業務に着手したとした場合におけるスケジュールでは、平成 32 年 1 月 1 日賦課期日現在においてデータベースが整わず、平成 32 年度分の都市計画税への適用は不可能であり、最短で平成 33 年度分からの適用となります。

2. データベース整備及び検証業務について

① データベース整備

- 市街化区域と市街化調整区域の境界は、地番界以外にも道路界や水路界である場合が多いため、航空写真や地図データを用いて、課税対象物件（土地・家屋）の確定を行う。そのため、不動産登記簿及び公図との照合や現場確認などの作業を要する。

② 課税システムでの検証

- 整備したデータを課税システム（基幹系システム）に移行し、テスト環境における課税計算処理及び帳票出力等の検証作業を行う。

③ 課税業務（固定資産税・都市計画税）

- 当該年中における異動確認を行い、賦課期日（1 月 1 日）現在の現況及び所有者についてシステムへの入力を行う。
- 入力内容のチェック及び計算処理を行い、3 月 31 日までに評価額を決定する。

（参考）当初スケジュール案（平成 32 年度分からの適用）

	平成31年度												平成32年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
データベース整備 （評価システム）	データベース整備						データ抽出・作図								
課税システムでの検証							データ移行			課税システムでの検証					
固定資産税・都市計画税 課税業務	■ 当該年中の異動確認及びデータ入力						入力内容のチェック・計算処理			● 価格決定(3/31まで) 法410条			● 納税通知書 発送		
備考	★賦課期日(1/1) 法359条・702条の6														